

# 第二回 笠松町議会定例会開催

平成十八年第一回笠松町議会議定例会が三月三日（金）から十二日（水）まで開催され、次の案件が原案のとおり可決されました。

▽笠松町収入役事務兼掌条例について

四月一日より、笠松町に収入役を置かないこととするため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町条例の左横書き及び用語等の統一に関する措置条例について

平成十八年度から、インターネットによる例規の公開を開始することにより、既にあるする例規を左横書きとするため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町の公益法人等への職員

の派遣等に関する条例について  
四月一日から、職員を財団法人市町村職員研修センター、財団法人笠松町地域振興公社へ派遣するため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町子育て支援事業の実施に関する条例について

放課後児童クラブ及び乳幼

児健康支援一時預かり等の事業を、子育て支援事業として位置づけその利用に対する利用料を設定するため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町国民保護協議会条例について

▽笠松町国民保護対策本部及び笠松町緊急対処事態対策本部条例について

右の二議案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、市町村における国民保護協議会、市町村における国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を規定するもの。

▽笠松町ことばの教室設置条例を廃止する条例について

ことばの教室の運営を、財団法人笠松町地域振興公社に移管するため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

非常勤の特別職職員の報酬

額を、一律一〇パーセントカットするもの。

▽笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、当町の一般職員等の給与に関し、所要の規定整備を行うもの。

## ◆主な内容

○全給料表の水準の引下げ  
行政職給料表 人事院勧告平均改定率△4・8%

○職務の級を統合  
八級制↓六級制

○勤務成績に基づく昇給制度の導入  
現行の号給を四分割し、一号給当たりの昇給額を縮減

・昇給時期を年一回（二月）に統一

・各職員層ごとに昇給区分（五段階）に応じた昇給号給数を設定

▽笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

▽笠松町公民館条例の一部を改正する条例について

▽笠松町学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例について

▽笠松町総合会館条例の一部を改正する条例について

▽笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について

▽笠松町緑会館条例の一部を改正する条例について

▽笠松町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例について

右の七議案は、行財政改革による使用料及び減免規定の見直しにより、施設使用料を改正するもの。（平成十八年七月一日以後の使用に係る使用料から適用）

▽笠松町厚生会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

▽笠松町福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

右二議案は、地方自治法の改正により、公の施設の管理について、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が創設されたことによる所要の規定整備と、行財政改革による使用料及び減免規定の見直しにより、施設使用料を改正するもの。（使

用料は、平成十八年七月一日以後の使用に係る使用料から適用）

▽笠松町児童館設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の改正により、公の施設の管理について、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が創設されたことにより、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

子育て支援センターの利用料の規定を、笠松町子育て支援事業の実施に関する条例で規定することにより、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

行財政改革に伴い、第一保育所を平成十八年度から民営化することによる、所要の規定整備。

▽笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について

第三期（平成十八年度から平成二十年まで）介護保険事業計画に基づき、介護保険料等について、所要の規定整備を行うもの。

## ◆主な改正

○保険料の段階を現行の五